

定期予防接種の時期と方法

☆ 実施医療機関で個別接種となります ☆

港区みなと保健所

令和7年4月1日

定期 予 防 接 種 （ 予 防 接 種 法 に よ る 予 防 接 種 ）	種 類		回数	お知らせ・予診票 送付時期（原則）	対 象 年 齢	標準的な接種期間と回数	
	ロタウイルス ワクチン (注1)	ロタリックス (1価)	2回	生後2か月になる月の 前月末	生後6週以上24週まで (初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から24週までの間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種	
		ロタテック (5価)	3回		生後6週以上32週まで (初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から32週までの間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	
	小児用肺炎球菌ワクチン		初回3回 追加	生後2か月になる月の 前月末	生後2か月以上 60か月（5歳）未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 生後12か月から15か月未満の間に、初回3回目の接種終了後60日以上の間隔を置いて、1回接種	
	B型肝炎ワクチン (注2)		3回	生後2か月になる月の 前月末	1歳未満（注3）	生後2か月から9か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種 後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて、1回接種 （139日以上の間隔をおく＝20週後の同じ曜日）	
	BCG（結核）		1回	生後3か月になる月の 前月末	1歳未満	生後5か月から8か月未満の間に、1回接種	
	ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型） 5種混合接種の場合は不要		初回3回 追加	必要な方は ご連絡ください	生後2か月以上 60か月（5歳）未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔を置いて、1回接種	
	DPT-IPV-Hib1期（5種混合） ジフテリア、百日せき、破傷風、 ポリオ、ヒブの混合ワクチン (注4)		初回3回 追加			生後2か月になる月の 前月末	生後2か月から7か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月から18か月までの間隔を置いて、1回接種
	DPT-IPV1期（4種混合） 令和6年2月生まれ以降の方には 5種混合でお送りしています		初回3回 追加	必要な方は ご連絡ください	生後2か月以上（注5） 90か月（7歳半）未満		
	DPT（3種混合） IPV（単体不活化ポリオ） 平成24年8月生まれ以降の方には 4種混合でお送りしています		初回3回 追加			必要な方は ご連絡ください	生後12か月以上24か月未満 (注6)
	麻しん風しん混合（MR） ワクチン		1期 2期	1歳になる月の 前月末 小学校就学前年 （年長児）の4月	小学校就学前の1年間（年長児） (注6)		
	水痘		1回目 2回目	1歳になる月の 前月末	生後12か月以上36か月未満	生後12か月から15か月未満の間に、1回目を接種 1回目の接種終了後3か月以上、おおむね6か月から12か月の間隔を置いて、2回目を接種	
	日 本 脳 炎		1期初回 2回 1期追加 2期	3歳になる月の 前月末 4歳になる月の 前月末 9歳になる月の 前月末	生後6か月以上 90か月（7歳半）未満 （日本脳炎特例措置についても参照してください） 9歳以上13歳未満	3歳で、6日以上の間隔を置いて、2回接種 4歳で、初回2回目の接種終了後6か月以上、おおむね1年の間隔を置いて、1回接種 9歳で、1回接種	
	日本脳炎特例措置について		日本脳炎の積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者のうち、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、特例対象として1期初回から2期までの未接種分を20歳未満まで接種することができます。				
	DT2期（2種混合） ジフテリア、破傷風の混合ワクチン		1回	11歳になる月の 前月末	11歳以上13歳未満	11歳で1回接種	
	ヒトパピローマウイルス （HPV）ワクチン （注7）		2回 または 3回	小学6年生になる4月	小学6年生から 高校1年生相当の女子 （12歳になる年度の初日から 16歳になる年度の末日まで）	2価（サーバリックス）、4価（ガーダシル）、9価（シルガード9）のいずれかを選択する。 接種スケジュールは、接種を開始する年齢やワクチンの種類によって異なります。 詳しくは、港区のホームページをご覧ください。	
	HPVワクチンの キャッチアップ接種について （注7）			平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性で令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間にHPVワクチンを1回以上接種している場合は、令和8年3月31日まで残りの回数分を接種することができます。			

東京都23区内の指定医療機関で接種する際は、港区が発行した予診票を対象年齢までにお持ち下さい。予診票をお持ちでないと自費になります。

- (注1) 令和2年10月1日から定期予防接種になりました。対象は令和2年8月1日以降に生まれた人です。どちらか1種類のワクチンを選択して接種を開始し、原則、途中で種類を変更することはできません。
- (注2) 平成28年10月1日から定期予防接種になりました。
- (注3) H B s抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により出生後B型肝炎ワクチンの投与(抗H B s人免疫グロブリンを併用)の全部または一部を受けた人は除きます。
- (注4) 令和6年4月1日から定期接種になりました。4種混合またはヒブワクチンを既に接種済みの場合、原則同一ワクチンを既定の回数まで接種します。
- (注5) 令和5年4月1日から対象年齢が生後3か月以上から生後2か月以上に変更になりました。
- (注6) 麻しん風しん混合(MR)ワクチンの定期予防接種の機会を逃した人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。
- (注7) 令和5年4月1日から9価(シルガード9)が定期接種の対象となりました。

※令和7年7月1日よりおたふくかぜワクチン任意接種費用の一部助成を開始します。詳細は区のホームページをご覧ください。

※季節性インフルエンザの予防接種は生後6か月～高校生相当年齢の人に対して、港区独自の任意接種助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。

★ 港区へ転入された方・予診票を紛失された方・交付時と住所が変更になった方等へ ★

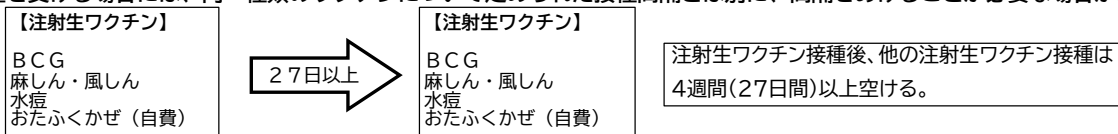
上の表における「お知らせ・予診票送付時期」を過ぎている場合、区から自動的に予診票は送付されません。

母子健康手帳(親子手帳)等、お子様の予防接種記録をご用意の上、区へ発行をご申請ください。

予診票の発行申請方法は    港区ホームページから電子申請をご利用ください！

【接種間隔について】

注射生ワクチンの接種を受ける場合には、同一種類のワクチンについて定められた接種間隔とは別に、間隔をあけることが必要な場合があります。



* かかりつけの医師との相談や、港区のアプリを活用してお子さんの予防接種スケジュールを立てましょう。

★★ みなと母子(親子)手帳アプリのご案内 ★★

予防接種と健診のスケジュール管理ができる便利なアプリです。

右の二次元バーコードからアプリやWEB版にアクセスできますのでぜひご利用ください。

アプリの詳細については区ホームページにも掲載しています。「港区 予防接種 アプリ」等で検索☆

【問合せ】港区みなと保健所保健予防課予防接種予診票コールセンター 港区三田1-4-10 電話03-6400-0094 FAX03-3455-4460

